

一般質問



野村 光宣 議員

質問 1 高校生医療費の全面無料化について（一問一答）

子育て支援や移住定住の促進策として、また保護者の負担軽減を考慮して、高校生の医療費全面無料化（通院費助成の追加）を早急に実施すべきと考えますが、どのようにお考えですか、お伺いします。

答弁 (町長)

現在、大野町では、令和2年度から高校生等の入院に係る医療費自己負担分について助成をしています。

高校生の医療費全面無料化につきましては、子育て支援や移住定住を促進させる効果が期待されます。子育てしやすいまちづくりは、結婚後も住みやすい、住みたくなるまちづくりにつながります。今後は、外来に係る医療費も対象とした高校生等医療費の全面無料化について令和5年度から実施してまいります。

質問 2 第6次学校図書館図書整備等5か年計画について（一問一答）

本年1月に策定されたこの計画は、令和4年度から年間で、学校図書館図書標準（蔵書数）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとなっています。始めに、当町の図書標準の達成度はどのようになっていますか。

答弁 (教育長)

町内の小中学校における図書標準の達成度につきましては、揖東中学校のみ、標準冊数の約80%（R4年度購入数を足すと80.3%）と下回っておりますが、その他の小・中学校についてはすべて標準冊数を超え、基準を満たしている状況であります。

再質問

Q 基準を満たすための方策はどのようにお考えですか。

A 図書標準を達成していない揖東中学校においては、計画的に図書標準を達成するよう対応していきたいと考えています。

また、町では、図書館の図書に加え、令和3年度から児童生徒が持つタブレットでも電子書籍が読める「スクールeライブラリー」を導入し、読書環境の向上に努めています。このスクールeライブラリーは出版社8社が厳選する良書1,000冊が定期的に入れ替わることで数多くの本が読めることや、いつでも読みたい時に本が読める手軽さ、同時に何人でも読めることなどから、学校からの評判も非常に良く、今後も引き続き導入し、図書館の整備に併せて読書環境の充実を図ってまいります。

Q 新聞の複数紙配備（小学校2紙以上、中学校3紙以上）については、中小学校だけが満たしていますが、今後はどのような計画ですか。

A 来年度から全ての小・中学校において2紙以上の新聞配備を計画しています。また、配備場所においても児童生徒が手に取りやすい場所に配備する予定であります。



宇佐美 みやこ 議員

質問 1 医療的ケア児の支援について（一問一答）

医療的ケア児支援法が施行されてから1年余り経過しました。

- ①支援の現状と受入れ体制や相談体制について、本人・家族に対する支援について
- ②学校教育現場における医療的ケア児の現状と今後の受入れ体制についてお尋ねします。

**答弁①
(民生部長)**

保健センター、子育て支援課、福祉課など関係各課において把握した情報を共有し、必要な時に必要な支援を受けることができるよう努めています。

また、福祉サービスの利用の際には、一人ひとり個別に状況をお聞きし、関係機関と連携のうえ、適切なサービスの利用につなげています。

再質問

Q 法施行後の町の医療的ケア児への支援について

A 医療的ケア児等コーディネーター2名を福祉課に配置し、保護者や関係機関からの相談を受けています。また、法施行を受けまして、岐阜県が設置しました医療的ケア児支援センターとも連携し、専門的立場からのアドバイスを受けることができる体制を取っています。

Q 家族の負担軽減に関する取り組みについて

A 医療保険の訪問看護サービスをご利用になり、日々の状態観察や医療機器の管理等を受けておられる方は、福祉医療の対象となり、交通費のみの実費負担となります。

サービスの利用、就園・就学等に関する不安や悩みの解消につながるよう、福祉課のコーディネーターが個別に相談に応じています。

Q 幼稚園や保育園での医療的ケアができる体制づくりについて

A 保護者からの相談があった際には、迅速に対応できるよう、町内での医療的ケア児の受入れが可能な園を把握するとともに、関係各課、外部の関係機関等と協議し、連携体制の構築を図るなど、国が示している「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」により進めてまいります。

**答弁②
(教育長)**

現在、町では、医療的ケアを必要とする児童生徒は学校に通っていません。

今後、町においても医療的ケアが必要なお子さんを受け入れて行くことになった場合には、学校の施設面を整えたり、必要に応じて看護師免許を持つ方を新たに雇用（配置）しなければならない場合も出てくると考えています。そのためにも、受け入れる場合は、保護者と面談を重ねたり、かかりつけ医と相談をしたりしながら、お子さんの情報を早め早めに掴んでいくことが必要であると考えています。

再質問

Q 急な場合の受入れ体制についてお伺いします。

A 医療的ケア児の受入れには、施設面の整備や人的配置が必要な場合が多く、受入れ体制を整えるためには一定の期間を要しますので、医療的ケア児の早期把握と情報収集、その家族への早期の相談対応をしていきたいと考えています。

Q 相談体制はどのようになっていますか。

A まずは学校に相談していただきたいと考えています。学校の養護教諭をはじめ、心の相談員やスクールカウンセラーのほか、相談しやすい先生に相談していただければと思います。場合によっては、学校に相談しにくい内容もあるかもしれません。その時には、学校教育課が窓口となり、丁寧に対応していきたいと考えています。

質問 2 産前・産後サポートについて（一問一答）

産前・産後サポートについては、利用の現状と広報の方法、地域で育てられる環境づくりと相談体制充実及び、産後ケアの自己負担軽減・家事サポート的要素を含めたサービスについてお伺いします。

**答弁
(民生部長)**

産前のサポートとして、母子手帳交付時に妊娠中のサービスの情報提供を行い、妊娠後期には出産してからの育児サポートの有無の確認や出生届出時の必要な事務手続きについて説明等を行っています。妊娠期には、助産師に直接相談したり、出産に向けて必要な知識を習得できる「プレママサロン」、夫婦で参加し妊婦体験やおむつ交換等の体験をする「パパママサロン」を行っています。

産後のサポートとしては、育児不安等がある母親を対象とし、助産師が訪問する「産後ケア事業」を行っています。

また、出産後1年以内の母親を対象に、産後うつを予防するため、運動と母親同士の交流会、個別相談を行う「産後のカラダメンテナンス」を実施しています。

再質問

Q お知らせの方法とサポート事業活用に向けてのPRについて

A 母子手帳交付、電話相談、出生届出、生後2か月の赤ちゃん訪問など、様々なタイミングで情報提供を行っています。

Q 地域で子育てをしていくという観点での取り組みについて実施していることはありますか。

A 既述のサロン等を行い、母親同士が交流できる機会をつくり横の繋がりをつくるのが、地域で子育てをしていくことにつながると考えています。

また、2人目以降の赤ちゃん訪問には、母子保健推進員が訪問することにより、母親に「地域で見守ってくれている人がいる」と感じられる機会となることもねらいとしています。

Q 産後ケア事業利用料について、現状900円の自己負担を500円にできないでしょうか。

A 揖斐郡3町では、利用される方に利用料の一割900円を自己負担いただいています。額については、今後必要に応じて検討してまいります。

Q 産後の家事サポートサービスについてお伺いします。

A 町内にあるスーパーが実施する買い物支援のホームサポートサービスを案内しています。産後の身体が順調に回復し、余裕をもって育児に専念できるよう、情報提供を行っています。

また、助産師が直接利用者の自宅を訪問し、授乳指導や心理的ケア、育児指導などを行っています。買い物以外の掃除や洗濯等の家事サポートについては、今後要望があれば、検討してまいります。



宇野 等 議員

質問 大野町らしい教育、福祉及び環境について（一問一答）

- ①今後の公民館のあり方について
- ②子ども子育てに関する条例制定について
- ③地域福祉の推進について
- ④大野町健康づくり推進協議会について
- ⑤空き家問題について
- ⑥ゼロカーボンシティ宣言について

**答弁①
(町長)**

公民館について、福祉分野や教育分野など多方面での利用がある現状や、地域の実情に合った自主的な管理運営をしていただくため、その第一歩として令和6年4月からコミュニティセンターへの移行を進めることを決定しました。将来的には権限や財源等も渡し、地域づくりの活動拠点としたいと考えています。

再質問

Q 中央公民館は各公民館の統括的役割を果たしているのでしょうか。また、町民がより主体となる活動を展開するため、町内の各種団体事務所や事務局を中央公民館に集約し、自立できるよう行政による指導、助言、支援が必要であると考えますが、今後の中央公民館のあり方についてどのようにお考えですか。

A 中央公民館は、現在多くの団体に利用をいただいておりますが、各公民館の統括的機能はないのが現状です。今後、コミュニティセンターに移行した場合、それらを統括する組織は必要であると考えますので、中央公民館のあり方については建物の老朽化等も考慮しつつ、検討をしていきます。

答弁②
(町長)

不登校やヤングケアラー等の子どもを取り巻く社会問題は深刻さを増し、様々な困難を抱えた子どもや若者の支援が急務となっています。現在、町では第2期大野町子ども・子育て支援事業計画に基づき各事業を推進していますが、子どもや若者の意見を積極的かつ適切に政策に反映させるため、来年度に町内小学生以下の保護者や中学・高校生を対象としたアンケートを実施する予定です。令和6年度に策定予定の第3期事業計画へは、このアンケート結果を踏まえ、大野町らしさを取り入れた計画にしたいと考えています。また、来年度には子ども家庭庁が発足することから、今後の国の子ども政策の動向に注視しつつ、子ども子育てに関する条例の制定について引き続き検討をしていきたいと考えています。

答弁③
(町長)

現在、地域福祉の中心となる社会福祉協議会へは、相互理解と連携を深めるということで人事交流を行っており、またこれとは別に、社協職員に対する人件費の補助も実施しています。

近年の地域福祉の現場は、複合化する支援ニーズに対応するため相談支援体制の充実、専門的な有資格者の確保、民生委員・児童委員、福祉委員等の身近な地域ボランティアの方々が連携しやすい仕組みづくり等の課題が山積しています。

地域包括支援センターを社協に委託する案については、保健師など専門的な資格を必要とする職員の配置要件により、現状の社協の陣容では厳しいものがあります。まずは社協には自助努力をお願いし、職員も少ないうえ離職率も高いという現状もふまえて体制をしっかりと整備をした上で、更なる力をつけるために、今後は事業委託による事業費補助も考えていかなければならないと思います。

町と社協は地域福祉の推進における理念を共有し話し合いを重ねながら、地域の福祉ニーズに対応するサービスの充実を第一に考え、地域の課題に住民の皆さんが自ら取り組む活動ができるように地域の支え合い活動などの支援をしていきたいと考えています。

答弁④
(町長)

健康づくり推進協議会は、町民の健康づくり対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成31年に設置されました。少子高齢化やコロナ禍により社会・経済環境は大きく変化し、身体の健康とともに心の健康も極めて重要となっています。子どもの不登校や高齢者の孤立、自殺者の増加など、これらの問題は心の健康が影響する新たな課題であると考えています。このような状況の中、協議会のなかにワーキンググループを設置することにより、教育と福祉が一体となって課題の解決に努めてまいります。

答弁⑤
(町長)

近年、空き家を取り巻く状況は大きく変化しており、その対策や利活用についても除去や防災・防犯対策、移住定住対策など多岐にわたっています。当町でも約300戸を超える空き家が存在しており、持ち主の方等と協議等を実施して空き家の減少に努めていますが、従来の対策に捉われない多様な対応も必要であることから、今年度には古民家再生協会と地域連携協定を締結し、民間のノウハウを生かした利活用について検討をしています。また、今後の多様化する状況に対応するため、来年度の機構改革により担当窓口の見直しも検討しています。

答弁⑥
(町長)

現在、環境審議会においてエコタウンおおの基本計画を見直しており、その中で具体的な施策や指標を定めているところです。特に、ゼロカーボンシティ宣言に基づいた重要施策として、昨年度まで実施していた太陽光発電設備整備に対する補助の内容を見直し、新たに蓄電池設置等を対象に加え、再エネルギー設備の整備補助事業を拡充してまいりました。また、今後は近距離の移動手段に徒歩や自転車の活用を進めることにより環境負荷の低減に努めるなど、健康維持と環境問題を紐づけ、これからの少子高齢化社会に対応する持続可能な取り組みをしていきたいと考えています。



久保田かずしげ 議員

質問 防犯カメラ設置に対する支援制度の創設について（一括質問一括答弁）

大野町の住民を狙った侵入犯や詐欺等、犯罪が増加している状況に加え、柿の窃盗の増加、里山においても許されない不法投棄も増加しており、大野町民を守るうえでも防犯カメラ設置を促進し、「子どもから高齢者」の安心と安全性を守る為にも、防犯カメラ設置が喫緊の課題と考えますが、支援制度について町長にお伺いします。

**答弁
(町長)**

防犯カメラ設置においては、自治会に対する補助制度や町が主体となって設置する方法など、防犯カメラの設置に向けた方向性を検討する必要があると考えており、県内では岐阜市や大垣市をはじめ、11市町で防犯カメラの設置補助を実施されている一方で、揖斐郡内や神戸町などでは、町が主体となって設置を進めている状況であります。

今後は、現在進めておりますLED防犯灯設置事業が令和5年度で計画年度の最終年を迎えることから、防犯灯設置における効果検証や隣接する市町の状況を踏まえ、通学路については、町が主体となって設置し、防犯カメラの設置に向けた方向性を検討してまいります。

再質問

Q 防犯カメラの設置時期についてお伺いします。

A 令和5年度は、防犯カメラ設置に係る制度について検討し、令和6年度から設置していきたいと考えています。



山川 満 議員

質問 大野町公共交通について（一括質問一括答弁）

令和3年4月に大野町地域公共交通計画が策定され、人口減少や少子高齢化の進展等社会情勢の中、公共交通は地域活性化において重要な役割を担い地域の基盤であると捉えます。

地域社会情勢が変化していく中、地域住民のニーズに対応しつつ地域の活性化につながる地域公共交通を今後どのように展開されていくのかお伺いします。

**答弁
(総務部長)**

デマンドタクシーの増車については、運行会社による運転手採用等の事情や現在ある2台の稼働状況も考慮しながら、3台目の導入・増車を検討してまいりたいと考えています。定時定路線型タクシーの運行については、停留所を経由しながら運行するため、目的地までの乗車時間がかかり住民の方の利便性が下がることなどから、実施は困難であると考えています。

揖斐厚生病院への直行便については、今まで通り実施し、料金の見直しも考えています。

また、他市町等との連携については、近隣市町や関係機関と引き続き連携協力してまいりたいと考えています。地域公共交通については、情報発信を行い、施策の継続実施、更なる充実を図り、今後も町民の皆様が安心して利用できる公共交通ネットワークの充実、改善に取り組んでまいります。

再質問

Q 岐阜市で自動運転バスの実証実験が行われていますが、次世代の地域公共交通について大野町はどのようにお考えかお伺いします。

A 岐阜市の実証実験の結果や費用対効果等も踏まえ、一つの方策として検討したいと考えています。



長沼 健治郎 議員

質問

給食費無償化について（一括質問一括答弁）

物価高騰を受けてあらゆる世帯にそれぞれ影響が出ている中で、特に子育て世帯、中でも困窮子育て世帯への影響が顕著になっています。町においても子育て世帯負担軽減給付金の支給や11月から3月までの給食費半額補助等に対応して頂いておりますが、恒久的な子育て世帯負担軽減策として給食費の無償化をしたらどうかお伺いします。

答弁
(町長)

学校給食の負担については、学校給食法において、施設設置や運営に要する経費は設置者負担、食材費は保護者負担とされています。また、恒久的な無償化は、学校給食を持続可能なものとして維持していく観点や町財政の持続可能性を確保する観点から、慎重に検討していくべきものと考えています。

しかし、給食費の無償化については、子育て世帯への経済的負担を軽減する非常に大きな支援のひとつになると考えていますので、今後、財源が確保できるのであれば、考えていきたいと思っています。

再質問

Q 教育的価値のみならず、少子化対策、子育て支援などの福祉政策を兼ねての無償化についてお考えをお伺いします。

A 子どもへの支援を進める第一歩として、来年度から、認定こども園や幼稚園等の給食費を無償化としていきたいと思っています。



永井 啓介 議員

質問

公共工事の入札について（一問一答）

指名競争入札において選定基準が明確でなければ新規参入がほぼ不可能な閉ざされた範囲での業者選定になる恐れがあります。町民の不利益となる不透明な指名過程と恣意的な運用を排除するため、県や他市町にならない「工事と業者の等級格付けの基準」を公開し、客観性の保たれる運用をすることが発注者の責務ではないでしょうか。

答弁
(総務部長)

公共工事は住民生活に寄与するものであることから、その施工や発注には適切な品質を確保すること、また法令等に基づいた透明性・公平性が求められます。町が発注する公共工事については、工事担当課において指名業者選定案を作成し、建設工事指名競争入札参加者選定要領に基づき、指名業者選定委員会において審議及び選定をし、入札を行っています。当該委員会での審議及び選定については、指名人名簿に登載した者から偏ることのないよう均衡ある選定に努め、工事内容により事業所の所在地や地理的条件、工事成績、施工に係る技術的特性などを考慮して選定を行っています。

再質問

Q 業者の選定は、町工事の等級に対応する等級の業者の中から行われると要領に規定されていますが、等級格付けに用いる基準は明示されていません。基準の公表の予定はありますか。

A 公表をする予定はありません。

Q 国から通知された「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」において、基準の公表について明記されていますが、それでも公表はしないということですか。

A 基準の公表はすべきではないと判断しています。

Q 監査委員から提出された令和2年度決算審査意見書において、予定価格の事後公表制度の導入及び町内業者の受注機会の拡大について指摘がありました。その取り組み状況についてお伺いします。

A 予定価格の事後公表については、令和3年10月より毎月1件試行をしています。これまでに11件実施され、1件あたりの落札率は95.5%となっています。一方で事前公表も32件実施していますが、1件あたりの落札率は92.2%となっており、現在のところは事後公表のほうの落札率が高くなっている状況であります。この試みについては、工種等の諸条件による影響を考慮し、もう1年継続して検証を行う予定です。

また、町内業者の受注機会の拡大については、軽微な案件において町内の受注機会の少ない業者を選定するなど、新たな取り組みを行っているところです。

Q 現在の業者選定に係る課題解決のため、発注する工事量と町内各業者の施工能力のバランスを考慮したうえで工事等級の金額帯と業者ランクの点数帯の基準を見直すことや、軽微な案件については工事実績の少ない業者を中心とした指名選定を行うことなどにより、偏りのない業者選定に努めていくことが必要であると考えますが、見解をお伺いします。

A 現在、当町における工事発注件数は減少傾向にあり、また、限られた予算内での事業実施のため経費削減の観点により複数工事を集約して発注を行っています。業者選定は、先ほどの答弁のとおり要領に基づき適切に実施をしていますが、工事内容が軽微な案件等については、多くの業者に受注の機会を提供したいと考えています。



井上 保子 議員

質問

性感染症予防対策における梅毒検査について（一括質問一括答弁）

昔の病気だと思われていた性感染症梅毒が近年増加しています。

国立感染症研究所の調査によれば、感染者が年間で1万人を超えるのは1999年以降初めてであり、深刻な社会問題になっています。性感染症から身を守るため具体的な対応策が必要かと思われませんが、以下のことについてお伺いします。

- ①梅毒検査の状況について
- ②検査以外の取り組みと今後の対策について

答弁①
(民生部長)

妊娠初期の妊婦健診時に梅毒の検査を実施し、梅毒の早期発見、先天梅毒の予防に努めています。

また、感染の心配のある方は、保健所で梅毒検査を匿名で受けることができ、同時に実施するエイズ検査も無料で受けられます。

答弁②
(民生部長)

予防としては、不特定多数との性交渉を避けることや避妊具の適切な使用により、性感染症のリスクを減らすことはできますが、100%感染を予防できるわけではありません。皮膚や粘膜に異常を認めたときは性的な接触を控え、早目に医療機関を受診し検査を受け、感染が判明した場合には、パートナーにも検査を受けていただくことが大切になってまいります。

今後、当町では、広報紙等を通して、一人一人が性感染症の正しい知識を持ち、社会全体で性感染症対策をしていけるよう、自身のため、また、パートナーのため、早期発見・早期治療について啓発してまいります。

